

平成 28 年 9 月定例会 陳情

平成28年陳情第 3 号

私学教育を充実・発展させるための陳情

・受理年月日

平成28年 8 月 8 日

・陳情の要旨

私学と公立の学費格差は依然として大きく、私学の教育諸条件は全体として公立より劣っている。さらに、5年前の大震災によって施設・設備に甚大な被害を受けた学校も少なくない。また、世帯の所得に応じて、授業料に対する就学支援金が支給されるが、私立高校には授業料に加えて実質的な授業料に相当する高額な「施設設備費」「教育維持費」等があり、現行の就学支援金だけでは公私間格差は是正されず、学費を支払うことができずに退学せざるを得ない生徒もなくなる。

私たちは、このような状況を早急に改善し、公立でも私立でも、学費を心配せずに生徒が安心して学べる環境にしなければならないと考えている。

少子化進行の中で、公立・私立を問わず学校存立の危機がどの市町村でも迫っている。学校がなくなることは、その地域全体の過疎に拍車をかけることになり、地域の振興という点からも憂慮すべき事態である。

少子化の今こそ、教育諸条件を抜本的に改善する絶好の機会であり、また、このことが少子化歯止めの有効な対策になる。

以上の趣旨から、下記項目を実現して下さるよう陳情する。

陳情事項

1. 国及び県に対し、過疎地域の私立高校に対する特別助成の増額を含め、私学助成金をさらに充実することを求める意見書を提出すること。

・陳情者

盛岡市本町通り3-18-32 三和マンション101号

私学助成をすすめる岩手の会 会長 新妻 二男

・処理結果

本会議において報告しました。

上記項目を記載した陳情文書表を、全議員及び本会議に出席した当局職員へ配付しました。

平成 28 年 9 月定例会 陳情

平成28年陳情第 4 号

中国共産党政府による法輪功迫害の停止と、臓器の強制摘出の停止のため日本政府の正義の行動を求める意見書に係る陳情

・受理年月日

平成28年 8 月29日

・陳情の要旨

中国では、法輪功愛好者が違法監禁、強制労働、残酷な拷問、性的暴行等、ありとあらゆる迫害を受けている。

なかでも最も残酷な迫害は、生きている人間から臓器を強制摘出し売買することで、その主たる対象が法輪功愛好者である。

中国共産党政府によるこれらの悪行は、決して容認することのできない深刻な人権犯罪であり、米国、欧州議会等海外諸国ではそれを強く非難する議案が可決されており、我が国も一刻も早く正義の行動を起こすことが求められている。

また、日本国民を中国共産党政府の人権犯罪の共犯者にさせないために、日本国民が臓器移植の目的で中国に渡航することを禁止すべきである。

さらには、駐日中国大使館の公式ホームページに法輪功を誹謗中傷する文章を掲載するなど、駐日中国公館による法輪功に対する誹謗中傷・妨害がここ日本において公然と行われており、このような行為は決して許されるものではない。

以上の実情から次の事項を陳情する。

陳情事項

- 1 中国共産党政府による法輪功愛好者に対する身体拘束と拷問、ならびに法輪功愛好者およびその他の良心の囚人からの臓器強制摘出を公に避難するとともに、即時停止するよう中国政府に求める。
- 2 日本国民を中国共産党政府の人権犯罪の共犯者にさせないために、日本国民が臓器移植の目的で中国に渡航することを禁止すべく、必要な法整備を行う。
- 3 日本国内において、駐日中国公館による法輪功に対する誹謗中傷・妨害を即時停止するよう、駐日中国公館ならびに中国政府に求める。

・陳情者

東京都荒川区東日暮里 4-33-7 (3階)

NPO法人 日本法輪大法学会 東京事務局 佐藤マチ子

・処理結果

本会議において報告しました。

上記項目を記載した陳情文書表を、全議員及び本会議に出席した当局職員へ配付しました。